

役員及び評議員等の報酬並びに費用弁済に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝寿会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁済に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、法人が設置経営する特別養護老人ホームの入所検討委員をいう。

(理事会及び評議員会等の報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて別の法人の業務をおこなった場合は、その件に対する報酬は支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により支給する。なお、同日にあわせて別の法人の業務をおこなった場合は、その件に対する報酬は支払わないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により支給する(ただし、法人と雇用契約を結んでいない入所検討委員に限る。)。なお、同日にあわせて別の法人の業務をおこなった場合は、その件に対する報酬は支払わないものとする。
- 4 入所検討委員が入所検討委員会に出席したときは、別表1により支給する(ただし、法人と雇用契約を結んでいない入所検討委員に限る。)。なお、同日にあわせて別の法人の業務をおこなった場合は、その件に対する報酬は支払わないものとする。
- 5 理事、評議員、評議員選任・解任委員、入所検討委員が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、報酬を支払わないものとする。
- 6 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び運営状況の指導または監査業務にあたった場合は、別表1により支給する。なお、同日にあわせて別の法人の業務をおこなった場合は、その件に対する報酬は支払わないものとする。
- 7 職員給与が支給されている役員(内部理事)に対しては、報酬を支払わないものとする。

(報酬の支給方法及び支給日)

第4条 役員等の報酬は、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会、入所検討委員会等に出席の都度支払うものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、終了後精算することができる。

2 理事会、評議員会等の交通費は、別表2により支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

附 則

この規定は、令和2年12月18日評議員会の承認をもって施行する。

別表1

区 分	出席した会等の名称	報 酬(日額)
理事	理事会 評議員会	5,157円
監事	理事会 評議員会 評議員選任・解任委員会 内部監査、実地指導の立ち合い	5,157円
評議員	評議員会	5,157円
	入所検討委員会	2,063円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会	5,157円
入所検討委員	入所検討委員会	2,063円

別表2

交通費	理事会・評議員会・各委員会等に出席するために来所した場合	600円
-----	------------------------------	------